

葛巻町新婚ライフサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葛巻町（以下「町」という。）に定住する新婚夫婦に対し、所要の支援を講ずることにより若者の定住を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 定住 婚姻の届出以降、町に1年以上居住することをいう。ただし、転勤等により一時的に住民登録を行った者は含まない。
- (2) 新婚夫婦 婚姻の届出から1年以内の夫婦をいう。

(事業)

第3条 町長は、第1条の目的のために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 新婚ライフサポート金交付事業
- (2) ウェディング祝い金交付事業
- (3) 新婚ライフサポート住宅貸与事業

(事業の対象者)

第4条 事業の対象となる新婚夫婦は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 婚姻届出時に夫婦のいずれかが45歳未満であること。
- (2) 婚姻届出時に夫婦共に町内に住所を有する、又は婚姻と同時期に夫婦共に町内に住所を移すこと。
- (3) 町に定住する意思を有すること。
- (4) 夫婦のいずれかが第3条に掲げる事業のうち申請しようとする事業を初めて申請する者であること。

(事業の内容等)

第5条 第3条に掲げる事業は、別表に定める内容により行うものとする。

(申請)

第6条 新婚ライフサポート金及びウェディング祝い金（以下「交付金」という。）の交付、若しくは新婚ライフサポート住宅（以下「住宅」という。）の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新婚ライフサポート事業交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、交付金の交付又は住宅の貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定をする場合において、必要な書類の提出を求め、又は調査を行うことができるものとし、不適当と認めた者は交付金の交付又は住宅の貸与の対象としないものとする。

(交付金の交付)

第8条 交付金の申請者が事業を完了したときは、新婚ライフサポート事業交付請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受理した場合において、交付決定の内容に適合すると認めるときは速やかに交付金を交付するものとする。

(資格の喪失)

第9条 申請者は、前条第1項の規定により交付金の交付又は住宅の貸与の決定を受けた後であっても、次の各号の一に該当することとなった場合は、交付金の交付を受ける資格又は住宅の貸与を受ける資格を失うものとする。

- (1) 交付金の交付を受ける前又は住宅の貸与を受ける前に、町内に住所を有しなくなったとき。
- (2) その他、町長が適当でないと認めたとき。

(交付金の返還等)

第10条 町長は、この要綱により交付金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合は、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付金の交付を受けた日から起算して1年以内に離婚又は町外に転出したとき。
- 2 前項各号に該当する場合であっても、町長がやむを得ないと認めた場合は、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を免ずることができる。

(住宅の明渡し等)

第11条 町長は、この要綱により住宅の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合は、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 住宅の入居から2年を経過したとき。
 - (2) 入居期間中に離婚又は町外に転出したとき。
 - (3) その他、町長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定により、住宅の明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第5条関係）

事業名	事業内容	交付額等	申請期間
(1) 新婚ライフサポート金交付事業	新婚夫婦に対して祝い金を交付する。	くずまき商業協同組合が発行するくずまき商品券（以下「商品券」という。）10万円分	婚姻の届出日から1年以内
(2) ウェディング祝い金交付事業	結婚式(挙式)、披露宴、記念写真撮影（以下「結婚式等」という。）を実施する新婚夫婦に対して祝い金を交付する。	<p>①～④に掲げる額とし、10万円分は商品券で、10万円を超え、10万円を超える分は現金で交付する。</p> <p>① 結婚式（人前式を除く挙式）及び披露宴を実施 50万円 （町外事業者を利用した場合は30万円）</p> <p>② 結婚式（挙式）のみを実施 30万円 （町外事業者を利用した場合は20万円）</p> <p>③ 披露宴のみを実施（人前式を含む） 10万円 （町外事業者を利用した場合は5万円）</p> <p>④ 結婚記念写真撮影のみを実施 10万円 （町外事業者を利用した場合は5万円）</p>	婚姻の届出日又は結婚式等の実施日から1年以内 ただし、令和6年4月1日以前に婚姻の届出をし、結婚式等を実施していない者については、婚姻の届出日から3年以内
(3) 新婚ライフサポート住宅貸与事業	新婚夫婦に住宅を貸与する。貸与期間は2年以内とする。	住宅料 月額5,000円	婚姻の届出日から1年以内